

催しで火を使用する器具等を使用する時は 消火器の準備が必要です！

平成25年8月の福知山花火大会の火災を踏まえ、茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例が改正されます。これにより平成26年8月1日から、火を使用する器具等を祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催しで使用する場合は、消火器の準備が必要になります。

<対象となる器具>

- ・液体燃料を使用する器具(移動式ストーブ、移動式こんろなど)
- ・固体燃料を使用する器具(火鉢、置ごたつ、七輪など)
- ・気体燃料を使用する器具(プロパンガス等の気体燃料を使用する器具)
- ・電気を熱源とする器具(電気ヒーターなど)
- ・使用に際し火災の発生のおそれのある器具(火消しつぼなど)



ガスコンロ



<対象となる催し>

祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催し(一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、かつ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つもの)

近親者間でのバーベキューなど集まる人の範囲が個人的な集まりに留まる場合は対象外となりますが、火を使用する器具等を使用する時は、もしものことを考えて、消火器を準備することをお勧めします。

<必要となる消火器>

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)に規定する消火器(エアゾール式簡易消火器・住宅用消火器を除く)

※消火器は、原則として、火を使用する器具等1器につき1本以上準備する必要があります。ただし、初期消火を有効に行える場合は、複数の器具等に対して兼用して消火器を準備することもできます。

対象の催しに当てはまるかどうか、どこに消火器を置けば良いのか、ご不明な点は最寄りの消防署へお問い合わせください。

○催しに関する問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予防課	0280-47-0129	古河消防署	0280-47-0119
下妻消防署	0296-43-1551	坂東消防署	0297-35-2129

